とする者は、入札書提出期限までに下記に示す場所に資格審査申請書を提出し、競争参加資格が付与され、当該等級に該当する場合のみ入札に参加できる。

〒106―8401 東京都港区六本木６―11―１ 日本中央競馬会　本部　法務部契約室　ＴＥＬ03―3591―5251

⑷　本公告の日から開札日までの間に、本会から競争入札参加停止措置を受けている日が含まれていないこと。

3　入札書及び企画提案書類の提出場所等

⑴　入札書及び企画提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び参加資格等問い合わせ先　〒106―8401 東京都港区六本木６―11―１　日本中央競馬会　本部　法務部契約室　ＴＥＬ03―3591―5251

⑵　入札説明会の日時及び場所　平成30年９月14日10時00分　日本中央競馬会　本部　９階第２会議室

⑶　入札説明書の交付方法　入札説明会の際、直接交付する。

⑷　入札、開札及び企画提案書類提出の日時及び場所　平成30年10月24日10時00分　日本中央競馬会　本部　９階第４会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した入札参加資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。

⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。

5　Summary

⑴　Official in charge of contract : Mitsuaki Akitani, General Manager, Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association.

⑵　Classification of the services to be procured : 73

⑶　Nature and Quantity of the services to be required : Magazine Advertising of Arima-Kinen

⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A, B, C, D

⑸　Time limit of tender : By 10 : 00　24 October 2018.

⑹　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 6―11―1　Roppongi,　Minato-ku,　Tokyo 106―8401 Japan Tel 03―3591―5251

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年９月３日

（契約責任者）中日本高速道路株式会社
東京支社長　中井　俊雄

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新東名高速道路　御殿場ＪＣＴ～長泉沼津ＩＣ間６車線化工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所
新東名高速道路
自）静岡県御殿場市東田中
至）静岡県沼津市足高

⑷　工事内容　本件は、新東名高速道路（御殿場ＪＣＴ～長泉沼津ＩＣ間）における片側２車線区間の車線増設を行う改築工事である。

⑸　工事概算数量
切盛土工　約３万㎥
アスファルト舗装工　約６万㎡
防護柵工　約９㎞
トンネル内装工　約７千㎡

⑹　工期　契約締結日の翌日から750日間

⑺　使用する資機材
アスファルトコンクリート　約21,000ｔ
路盤材（セメント安定処理）　約11,000㎥

⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。

⑽　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⑾　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。

⑿　本工事の契約の締結は、電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

⒀　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の舗装工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（舗装工事）であること。以下同じ。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の舗装工事を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（舗装工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成15年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１及び求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績１

供用中の国道又は自動車専用道路において設計舗装面積（表層）が５万㎡以上ある新設のアスファルト舗装工事

求める実績２

日平均断面交通量が2.5万台／日以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限されている道路※）において車線規制を実施した工事